

まちづくり目標 3

健やかに暮らせるまちづくり

政策 1 0 高齢者支援の充実

政策 1 1 障害者支援の充実

政策 1 2 健康づくりの推進

政策 1 3 地域で支え合うまちづくり

施策20 高齢者福祉

関連する条例・分野別計画等

◆第7期王寺町介護保険事業計画及び
高齢者福祉計画

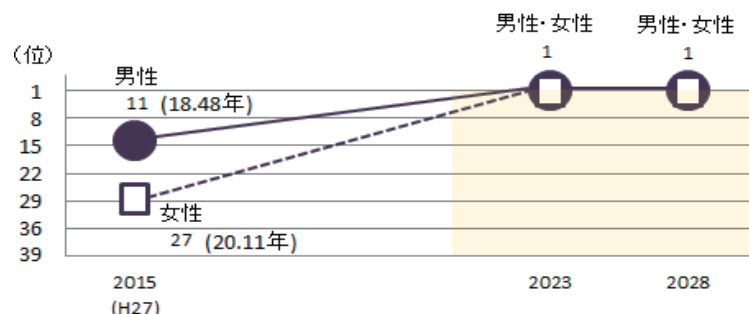
目指す姿

高齢者が自分らしく暮らせるまち

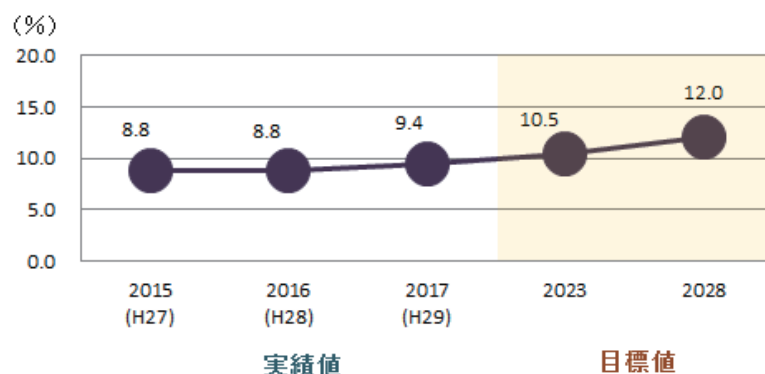
住民、団体、行政の協働によって、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるまちになっています。

成果指標

◆健康寿命(※1)(65歳の平均自立期間)の県内市町村における順位



◆65歳以上の介護保険認定者における日常生活自立度Ⅱ(※2)以上の認知症の人の割合



現状と課題

◆高齢化の進行

町の高齢化率(65歳以上の人口比率)は年々上昇傾向にあり、「王寺町人口ビジョン」では2017(平成29)年の27.8%から2025年には29.2%となることが予測されています。同じく、75歳以上人口も増加傾向にあり、2017(平成29)年の3,088人から、団塊の世代が75歳に到達する2025年には、4,066人となることが予測されています。

◆生きがい活動や社会参加に向けた支援

町では、健康寿命の延伸に向けて、歩く健康づくりや、体操教室の実施等、運動を中心とした取組を推進しています。また、健康寿命の延伸と合わせて、高齢者が培ってきた経験・知識を生かした社会参加や社会貢献の実現に向けた支援が必要です。

更に、外出支援として、公共交通機関やタクシーの利用に対する補助を行っている「やわらぎの手帳優遇措置事業」や「高齢者優待入浴券交付事業」について、その時々状況に応じた内容の見直しを行うとともに、移動手段の確保の観点から、自動運転をはじめとした新たな技術への対応を検討することが必要です。

(※1)健康寿命:日常的に介護を必要としないで健康で自立した生活ができる期間。

(※2)日常生活自立度Ⅱ:日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが時々見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態。

◆ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加

町内のひとり暮らし高齢者の世帯は、国勢調査によると、２０００（平成１２）年の４２３世帯から、２０１５（平成２７）年には９８７世帯と倍増しており、高齢者のみの世帯数についても、２０００（平成１２）年の６９５世帯から２０１５（平成２７）年には１，１９６世帯と約７２％増加しています。今後も高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加すると予想されます。

◆地域で高齢者を支える仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域の団体、医療機関、福祉・介護事業所等、多様な関係機関が連携するネットワークの構築が必要です。

また、災害時の避難行動要支援者名簿を活用した自治会等による声かけの実施や町内の各種団体、民間事業者等との高齢者を見守るためのネットワーク整備が喫緊の課題です。

更に、高齢者が気軽に集うことができる場の提供等、居場所づくりに関する活動への支援が必要です。

◆認知症高齢者の増加

２０１５（平成２７）年に策定された国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（※３）では、２０１２（平成２４）年時点で６５歳以上の約７人に１人であった認知症高齢者が、２０２５年には約５人に１人になると推計されています。この推計を王寺町に当てはめた場合、２０１８（平成３０）年に９５５人であった認知症高齢者が、２０２５年には１，３００人を超えることが予測されるため、認知症高齢者の増加に対する備えとともに、認知症予防のための取組が必要です。

◆買い物困難者の発生

大規模な開発に伴って、同一世代が一斉に入居した住宅地では、高齢化が急速に進み、日常的な買い物に不便や苦勞を感じる住民（買い物困難者）の増加が懸念されています。町では２０１６（平成２８）年度から３ヵ年にわたり、住民の購買行動等の実態を把握するため連携協定を締結している大学と協力して調査を実施しました。今後調査結果の検証を行うとともに、方策を検討する必要があります。

◆高齢者向けの住宅整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加することにより、高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズが増加すると予想されます。そのため、サービス付き高齢者向け住宅（※４）等について整備の検討が必要です。

行政の主な取組

●生きがいづくり

◆健康づくり

「シルバーウォーク」や「ウォーキング実践教室」等、ウォーキングに関する事業を引き続き実施し、「歩く健康づくり」に取り組みます。また、町歌に合わせたオリジナル健康体操「やわらぎ体操」の普及・啓発に取り組みます。

◆知識や技能の活用

高齢者が長年培ってきた豊かな知識や技能を地域で生かすことができるよう、協働のまちづくりの担い手となる地域のリーダーを養成する講座等を実施するとともに、王寺町シルバー人材センターへの支援を通じた就業機会の確保に取り組みます。

（※３）認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）：「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を推進するため、厚生労働省等が策定した戦略。

（※４）サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー構造の住宅で、さまざまな生活支援サービスを受けることができる施設。

◆外出に対する支援

「やわらぎの手帳優遇措置事業」、「高齢者優待入浴券交付事業」について、利用状況や利用環境等の変化に応じて事業内容の見直しを行うとともに、より効果的な高齢者の外出支援の方策について検討を実施します。また、将来型の公共交通（E V化、自動運転化、オンデマンド化）の実証実験等に対応できる体制を検討します。

●地域で高齢者を支える仕組みづくり

◆高齢者を支えるためのネットワークづくり

地域包括支援センター（※5）と地域の団体や関係機関等とのネットワーク強化に取り組むことで、地域住民による互助・共助の活動と合わせて、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等、要支援者に対する支援機能の充実を図ります。

◆見守りネットワークの整備

自治会等による、避難行動要支援者名簿を活用した声かけ活動を支援するとともに、郵便局や食材の宅配業者等、地域の事業者との見守りに関する協定を締結し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制を整備します。また、A IやI C Tを活用し、ひとり暮らし高齢者が自宅で血圧等を測ると本人や遠方の家族に健康状態を知らせることができるシステムを導入する等、健康管理と見守りを兼ねたネットワークの整備を検討します。

◆居場所づくり

地域の公民館や自治会館等で仲間づくりの場として実施されるサロン活動において、認知症予防となる活動メニューを提示する等の支援を行います。

●認知症に対する支援の充実

◆認知症に関する相談・治療に結びつける連携体制の充実

認知症初期集中支援チーム（※6）による、認知症の早期診断、早期対応の取組を推進します。また、専門相談員による月1回の「認知症相談窓口」の設置回数を増やすとともに、テレビ電話等、I C Tを活用し、相談窓口に直接出向かなくても自宅で相談を受けられるようにするなど、相談体制の充実を図ります。

◆認知症サポーターの養成

認知症を理解し、地域で認知症の人やその家族に対して可能な範囲で支援を行う認知症サポーターを増やすため、住民、各種団体や小・中学生を対象とした養成講座を引き続き開催します。また、「自治体ポイント制度」を活用し、認知症サポーターの養成講座受講者に対して参加に応じたポイントを付与することで、より多くの方に認知症に関心を持ってもらい、地域での見守りや支援の輪を広げます。

◆家族への支援

認知症の人が一人で外出して道に迷った時、服などに貼り付けたQ Rコードを読み取ると連絡先が表示されるサービスの実施や、居場所がすぐに分かるG P S（全地球測位システム）機能付の探知機を家族へ提供する等、家族の負担軽減を図ります。

●生活支援

◆買い物困難者への対策

連携大学との共同研究として行った「買い物困難者調査」の結果を検証し、食料品、日用品等の宅配、移動販売等、実効性のある方策を検討します。

◆「サービス付き高齢者向け住宅」等の整備

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅等の整備について、王寺駅周辺での誘致を検討します。

（※5）地域包括支援センター：高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、介護だけでなく、医療、保健等さまざまな領域の関係機関と連携し、高齢者の生活課題に対応する機関。

（※6）認知症初期集中支援チーム：専門医や社会福祉士等の医療・介護の専門職で構成され、認知症の人及び家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

役割分担		
 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
◆ 認知症への理解を深めるとともに、認知症サポーター養成講座や認知症啓発講座に参加します。 ◆ 積極的に外出する等、健康づくりや介護予防活動に取り組みます。 ◆ 知恵や経験を地域社会に生かします。 ◆ 高齢者施策に関する意見を行政に届けます。	◆ 高齢者を地域で支えるネットワークづくりを行います。 ◆ ひとり暮らし高齢者の見守り活動に取り組みます。 ◆ 認知症への理解を深め、地域の認知症高齢者を見守り、支援を行います。 ◆ 高齢者の積極的な社会参加を促進します。	◆ 従業員に対して、介護休暇が取得しやすい環境づくりに取り組みます。 ◆ 介護予防に関する情報提供や、一人ひとりの状態に応じた質の高い介護サービスの提供を行います。



施策21 介護保険

関連する条例・分野別計画等

◆第7期王寺町介護保険事業計画及び
高齢者福祉計画

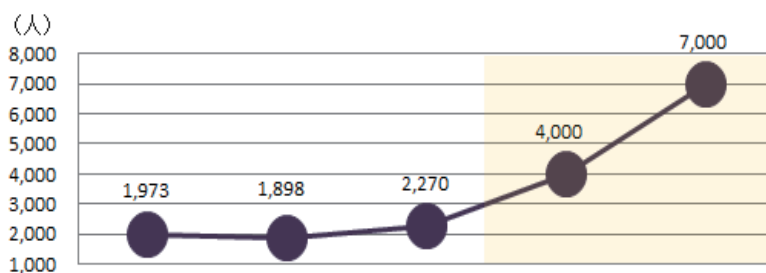
目指す姿

介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるまち

介護を必要とする人が、一人ひとりの状態に応じたサービスを、住み慣れた地域で安心して受けることができるまちになっています。

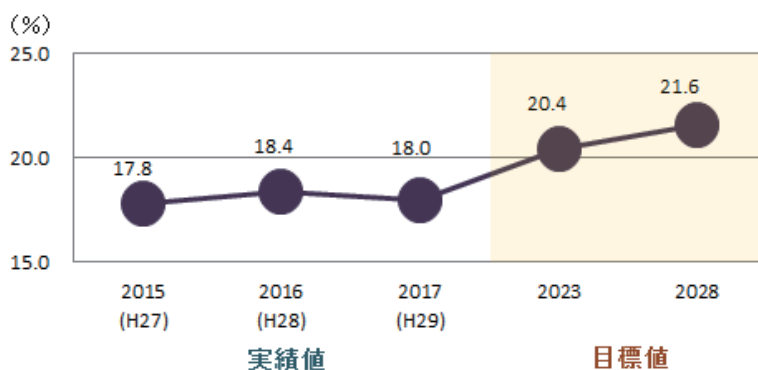
成果指標

◆各種介護予防教室の 年間受講者数(延べ)



◆65歳以上(介護保険第1 号被保険者)の要支援・ 要介護認定者の割合

(「第7期王寺町介護保険事業計画
及び高齢者福祉計画」の2025年
予測値(21.6%)を2028年におい
て維持することを目標とします。)



現状と 課題

◆要介護認定者数の増加

高齢化率は上昇傾向にあり、高齢者数の増加に伴って要介護認定者数も年々増加しています。65歳以上の要介護認定者数は、2007(平成19)年度の715人から、2017(平成29)年度には1,203人と増加しており、10年間で約1.7倍の伸びとなっています。

◆身近な拠点施設の整備

町では、要介護3以上の入所待機者の増加を見据え、特別養護老人ホーム(※1)の誘致に取り組んだ結果、2018(平成30)年4月に町内初となる特別養護老人ホームが開設されました。この施設を地域に開かれた高齢者の自立支援、介護予防の拠点として、取組の充実に努める必要があります。また、今後もニーズに応じた施設整備の検討が必要です。

◆住み慣れた地域で暮らし続けるための在宅医療と介護の連携

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった、高齢者を支えるサービスが一体的に提供され、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支える地域包括ケアシステムの構築が推進されています。中でも、看護師が医師の指示を受け、自宅での医療処置など一人ひとりの状態に応じた看護を行う訪問看護は、在宅での療養生活を送る上で重要なサービスとなっています。

今後は、西和地域の中核病院である「奈良県西和医療センター」や地域の医療機関が介護サービスを提供する事業所との連携を強化し、在宅医療と介護を一体的に提供していく必要があります。

(※1)特別養護老人ホーム:65歳以上で身体や精神に著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることができない人を入所させ、養護する施設。

◆切れ目のないリハビリテーション体制の構築

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、その段階に応じた切れ目のないリハビリテーションを提供できる体制を構築することが必要です。

◆「介護予防・日常生活支援総合事業(※2)」の充実にに向けた検討

要支援1・2の認定を受けた人等に対する、訪問介護や通所介護などのサービスの提供や、65歳以上の高齢者を対象とした体操教室の実施等の「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施していますが、町の特性に応じた様々なサービスを提供するための検討が必要です。

◆介護保険事業の健全運営

高齢化の進展が見込まれる中、介護保険制度を維持するため、2018（平成30）年4月に介護保険制度の改正が行われました。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図ることで、介護保険事業を持続可能な制度として健全に運営していくことが必要です。

行政の主な取組

●「地域包括ケアシステム」の構築

◆医療と介護の連携

地域包括ケアシステムの構築には、在宅医療を担うかかりつけ医や訪問看護が重要です。医療と介護の連携を図るため、双方の関係者が協議をする場を設ける等、在宅医療の担い手を代表する医師会などの協力を得ながら、医療機関と介護事業所がお互いに顔の見える関係づくりに取り組みます。

◆地域包括ケアシステムの強化

奈良県と西和地域7町が、「奈良県西和医療センター」を中核とした医療機関と、介護事業所との連携を目的とした「西和地域在宅医療・包括ケア推進プロジェクト」を展開しています。今後は、入退院時の連携に係るマニュアルを作成し活用する等、医療機関と介護事業所の連携強化を図ります。

また、さまざまな問題を抱える高齢者の支援を図るとともに、地域の課題を把握するため、ケアマネジャーや介護事業者、民生委員、医師、歯科医師等、多職種により構成される「王寺町地域ケア会議」を継続して開催します。

◆特別養護老人ホームを拠点とした安心拠点の構築

特別養護老人ホーム内に設置した「地域交流スペース」を介護予防、健康づくり、リハビリテーションの場として活用し、包括的な支援・サービス体制を構築します。

◆切れ目のないリハビリテーション体制の推進

短期集中型リハビリテーション事業「ちゃれんじDX教室」を引き続き実施します。あわせて、特別養護老人ホーム内の「地域交流スペース」を活用したリハビリ教室等を実施し、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、個々の心身の状態に応じた効果的なリハビリテーションを充実させることで自立を促すとともに、フォローアップを実施します。

また、理学療法士や作業療法士を養成している大学の協力を得て、サロン活動や地区公民館におけるリハビリ教室の定期的な実施に取り組みます。更に、地域主体の介護予防の拠点づくりとして、町内の地区公民館における地域の住民が主体となった体操教室等の実施に向け支援を行います。

(※2)介護予防・日常生活支援総合事業：要支援1・2や65歳以上の高齢者を対象とした、訪問介護や通所介護サービスなどの「介護予防・生活支援事業」と、体操教室などの「一般介護予防事業」を、市町村が地域の実情に応じて実施する事業。

●施設整備の誘致・検討

◆介護付有料老人ホーム(※3)等施設の誘致

「第7期介護保険事業計画(2018(平成30)～2020年度)」に基づいて、介護付有料老人ホーム等の誘致を推進します。また、比較的元気な高齢者のためのサービス付き高齢者向け住宅等の整備について、王寺駅周辺での誘致を視野に検討を行います。

更に、今後、特別養護老人ホームの入所要件である要介護3以上の認定を受ける人は増加し、入所待機者も増加すると見込まれるため、新たな特別養護老人ホームの誘致についても検討します。

●効果的な介護サービスの実施

◆「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施

要支援1・2の認定を受けた人等に対する訪問介護や通所介護のサービスの提供や、65歳以上の高齢者を対象とした体操教室など、効果的かつ効率的な支援を継続して実施するとともに、先進的な介護サービスに取り組んでいる他自治体の事例を研究し、町の特性に応じた様々なサービスを提供するための検討を行います。

役割分担

 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
◆介護保険制度、介護予防等に関心をもち、理解を深めます。 ◆自身・家族等の状態に応じて、適切に介護サービスを利用します。 ◆要支援・要介護の状態が進行しないよう、介護予防等に取り組みます。 ◆ボランティアの一員として、介護予防等の事業に参画します。	◆地域で介護予防等事業に取り組みます。 ◆地域で声かけをして健康づくりに関するイベントへの参加を促します。 ◆地域で高齢者を見守ります。	◆介護予防に関する情報提供や一人ひとりの状態に応じた質の高い介護サービスの提供を行います。

(※3)介護付有料老人ホーム：24時間介護スタッフが常駐し、掃除等の身の回りの世話や食事等の介助サービスが受けられる施設。

PICK UP TOPICS

町公式 Facebook



施策22 障害者福祉

関連する条例・分野別計画等

◆王寺町第3期障害者計画

◆王寺町第5期障害福祉計画

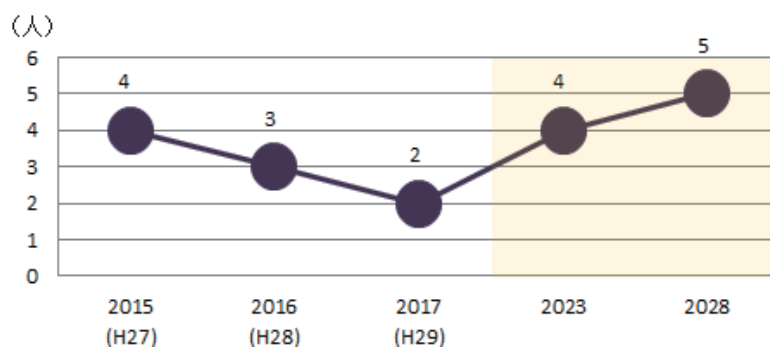
目指す姿

障害のある人もない人もともに暮らしやすいやわらぎのまち

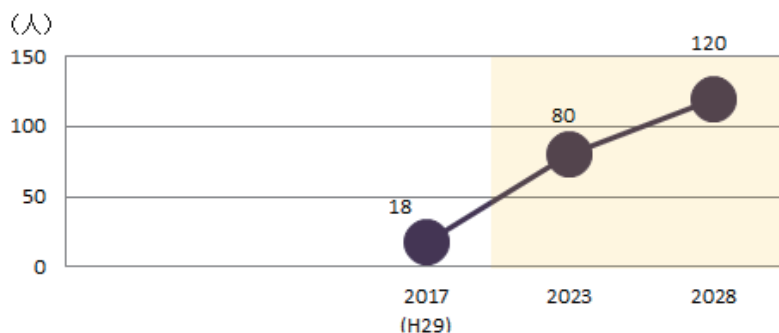
障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、ともに生活できるまちになっています。

成果指標

- ◆福祉施設における
就労から一般就労(※1)
への年間移行者数



- ◆手話奉仕員登録者数
(2017(平成29)年から
講座を開設)



実績値

目標値

現状と 課題

◆就労支援

2017(平成29)年に実施した「障害者施策に関するアンケート調査」のうち、「障害のある人にとって暮らしやすいまちをつくるために重要だと思う活動」については、「障害のある人の働く場の確保」が41.7%で最も高く、就労支援や雇用促進が求められています。

また、障害のある人が地域福祉の担い手や働き手として活躍できる環境や仕組みづくりを検討する必要があります。

◆情報提供の充実

障害のある人が自立した生活を送り、社会参加するためには、自ら情報を取得することや、意思表示を行ってコミュニケーションを図ることが不可欠です。加えて、福祉サービスや周囲の人々による支援だけでなく、社会全体における理解促進や、ICTの発展に応じた多様なコミュニケーションに係る支援の検討が必要です。

また、障害のある人が社会生活を送る上でのパートナーである身体障害者補助犬の制度普及を図り、より円滑な社会生活に向けて支援する必要があります。

(※1)一般就労:「労働基準法」及び「最低賃金法」に基づく雇用関係による企業への就労のこと。

◆地域共生社会の実現

地域の中で、障害の有無等で分け隔てられることがなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら協力する地域共生社会を実現するため、障害のある人が社会活動に参加し、活躍できる環境や仕組みづくりを検討する必要があります。

また、地域共生社会の実現には、障害に対する正しい理解や障害を理由とする差別の解消、権利擁護の推進等が必要です。

◆障害のある子どもへの支援

児童発達支援など障害児福祉サービスの利用者が年々増加しています。乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもへの支援として、乳幼児健診等による障害の早期発見と専門機関での早期療育、障害の状況や発達に応じた保育・教育の提供、障害児福祉サービスの提供体制の確保等、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する必要があります。

◆障害福祉サービス等の充実

障害のある人が地域で安心して暮らすために、各種の障害福祉サービスによる生活支援や相談支援を充実させ、自立や社会参加に向けた環境整備を推進することが必要です。

また、障害により福祉施設へ入所している人や精神障害により長期間入院している人が、施設や病院を出て、地域で自立して暮らせるよう、グループホームの事業所誘致や、精神障害を専門とする相談事業所等との連携による支援を推進する必要があります。

◆福祉の担い手づくり

福祉ニーズの多様化、複雑化に伴い、福祉の担い手の確保がますます必要になってきます。町内では様々なボランティアグループが活動しており、今後ボランティアの重要性は更に増すことから、広く住民にボランティア活動等への参加を促していくことが必要です。

◆社会参加の促進

2018（平成30）年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。文化芸術活動を通して、障害のある人が個性と能力を発揮し、社会参加できるよう、より一層取り組んでいく必要があります。

また、障害のある人が、スポーツ活動や文化芸術活動に参加する機会を得られるよう努め、心身の健康保持や生きがいをもたらすことができる環境づくりを推進する必要があります。

行政の主な取組

●就労支援

◆障害者雇用の支援や活躍の場の提供

障害者雇用の環境づくりとして、町の公共施設内において福祉作業所がオープンカフェを運営しており、ここで提供する新メニューの開発等を引き続き支援します。また、町内の就労継続支援B型事業所（※2）での商品開発等も引き続き支援することで、障害のある人が活躍できる場の提供に取り組みます。

◆活躍できる環境・仕組みづくり

障害のある人がサービスの受け手となるだけでなく、高齢者福祉施設での清掃作業等、サービスを提供する働き手として、地域で活躍できる環境や仕組みづくりに取り組みます。

また、就労継続支援B型事業所が、耕作放棄地等で農業活動に取り組み、無農薬野菜など付加価値のある農産物を作って、福祉作業所が運営するオープンカフェで使用する等、農福連携（※3）の取組について検討します。

（※2）就労継続支援B型事業所：障害により一般企業への就労や雇用契約に基づく就労が困難である人に対して就労機会や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識の習得や能力向上のために必要な訓練などの支援を行う事業所。

（※3）農福連携：農業者と社会福祉法人やNPO法人等の福祉団体が連携して、障害者や高齢者らの農業分野での就労を支援する取組の総称。

●情報提供の充実

◆コミュニケーション支援の充実

「手話言語条例（※4）」の制定を足掛かりに、手話の理解促進や普及、手話奉仕員の拡大を図るとともに、タブレット端末等のICTを利用した手話翻訳等の新たなコミュニケーション支援を検討します。また、ふるさと納税を活用した補助犬支援の仕組みづくりにより、身体障害者補助犬制度の普及促進を図ります。

●地域共生社会の実現

◆啓発・広報活動の推進

障害を正しく理解するため、広報紙等で引き続き情報発信を行います。また、精神障害や外見からは分かりにくい障害について、正しい知識を普及するため、啓発のための講座の開催等に取り組みます。

◆交流・ふれあいの促進

町内の福祉作業所が運営するオープンカフェへの支援を通じて、障害のある人の居場所づくりと交流機会の拡大に取り組みます。また、地域の高齢者や障害のある人も一緒に参加、運営するサロン活動の実施に向けて取り組みます。

◆権利擁護の促進

障害者に対する不利益な取扱いや合理的配慮（※5）の不提供等、障害を理由とする差別について、具体的な例を用いた広報を行います。また、障害のある人の権利を擁護する取組として、成年後見制度（※6）を広く周知し、手続きの援助を行う等、利用の促進を図ります。

●障害のある子どもへの切れ目のない支援

◆早期療育と障害児福祉サービスの推進

「すくすく子育て支援センター」での妊娠期からの切れ目のない支援や臨床心理士による保育園等への巡回相談を通じて、障害を早期に発見し、専門の医療・療育機関につなげます。また、発達障害の子どもへの相談支援を強化し、子どもの発達に応じた障害児福祉サービスの提供を行います。

更に、特別支援学級や通級指導教室では、障害のある子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導内容の充実に取り組みます。

●障害福祉サービス等の充実

◆障害福祉サービス等の充実

障害のある人の高齢化や障害の重度化に対応するため、各種相談やグループホーム等の体験利用、緊急時の受け入れ対応等の機能を備えた地域生活支援拠点（※7）の整備、空き家を活用したグループホームの事業所誘致等、地域における自立した生活の実現に向けて取り組みます。

また、学校卒業後の居場所づくりや社会参加の促進のため、福祉作業所等の施設整備に対する助成等の支援策を検討します。

◆地域生活への移行支援

障害により福祉施設や病院に長期間入所や入院をしている人が地域で暮らせるよう、西和7町障害者等支援協議会（※8）において地域移行を推進する部会を設置する等、相談支援体制を強化することで、地域での生活に向けての支援に取り組みます。

（※4）手話言語条例：手話を言語として普及させ、聴覚障害者と地域の住民が互いを尊重し共生することを目的として制定する条例。

（※5）合理的配慮：障害のある人が毎日の生活の中で暮らしにくくしているものや、困っていることを取り除くために、負担があまり重くない範囲で行う配慮。

（※6）成年後見制度：知的障害や精神障害等、判断能力が不十分であるために、財産管理や契約等の手続きが困難な方に対して、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度。

（※7）地域生活支援拠点：障害のある人の重度化や高齢化等を見据え、各種相談、グループホーム等の体験利用、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点やコーディネーターの配置等）等の機能を備えた、地域の実情に応じて圏域ごとに整備する拠点。

（※8）西和7町障害者等支援協議会：西和7町の関係機関が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制について協議を行う場。

◆福祉活動の担い手の確保

ボランティアや地域活動等へ参加意向のある人が活動の機会を得られるよう、王寺町社会福祉協議会が中心となってボランティアに関する情報を一元化し情報提供の充実を図るとともに、支援が必要な人と支援をしたい人をつなげる仕組みを構築します。

また、福祉に関する講座やボランティア体験の開催等、人材育成につながる事業を展開するとともに、「自治体ポイント制度」を活用し、介護ボランティアへの参加に応じたポイントの付与等を行う「介護ボランティア制度」を導入することにより、ボランティア活動への意識高揚、参加促進を図ります。

●社会参加の促進

◆障害のある人のスポーツ・文化芸術活動への支援

障害のある人に対してスポーツ活動やスポーツイベントの情報を提供し、参加を促進します。また、障害のある人に配慮したスポーツ機器の整備に取り組みます。

また、文化芸術活動では、福祉まつりの音楽発表会、障害者週間における作品展等、障害のある人が発表し、また芸術にふれる機会を設けるほか、西和地域7町での文化芸術祭の開催を検討します。

役割分担

 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
◆障害に対する正しい認識と理解を深めます。 ◆障害のある人との交流の場に積極的に参加します。 ◆障害福祉制度の正しい情報を持ち、適切な障害福祉サービスを利用しながら、社会参加します。	◆他人を思いやり、互いに助け合える地域社会を構築します。 ◆障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域で助け合い、支え合う体制を整えます。 ◆障害のある人が地域活動等に参加しやすい環境を整えます。	◆ニーズに応じた適正な障害福祉サービスの提供や、障害のある人の状況に応じた就労サービスの提供に努めます。



施策23 健康づくり

関連する条例・分野別計画等

- ◆第3次王寺町健康増進計画 ◆第3期王寺町特定健康診査等実施計画
- ◆第2期王寺町国民健康保険データヘルス計画

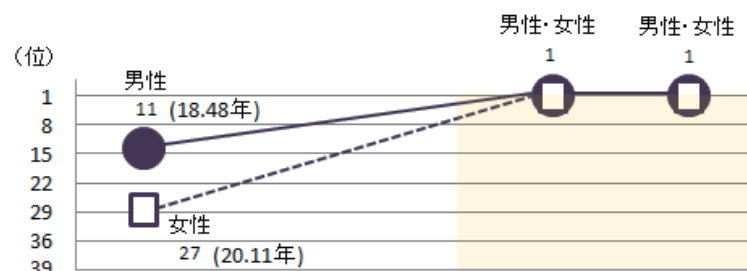
目指す姿

健康寿命奈良県一のまち

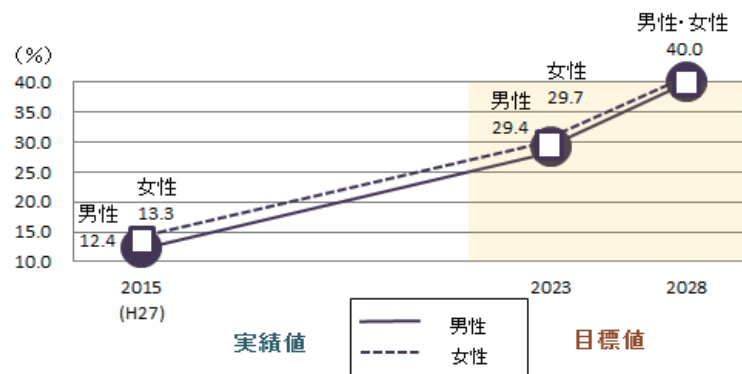
「自分の健康は自分で守る」を基本に家族・地域でその実践を支え合い、住民と行政の協働による健康づくりが活発に行われ、健康寿命奈良県一のまちになっています。

成果指標

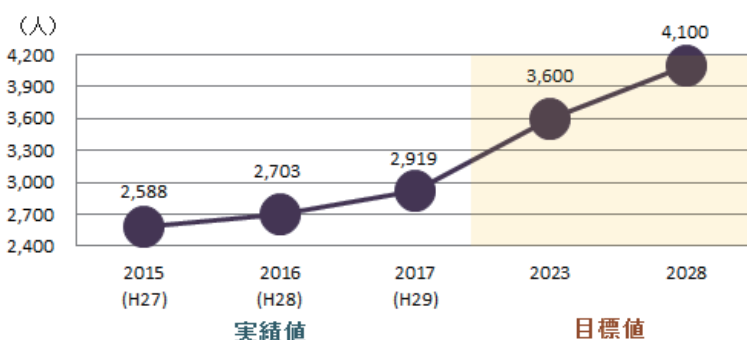
- ◆健康寿命(65歳の平均自立期間)の県内市町村における順位【施策20再掲】



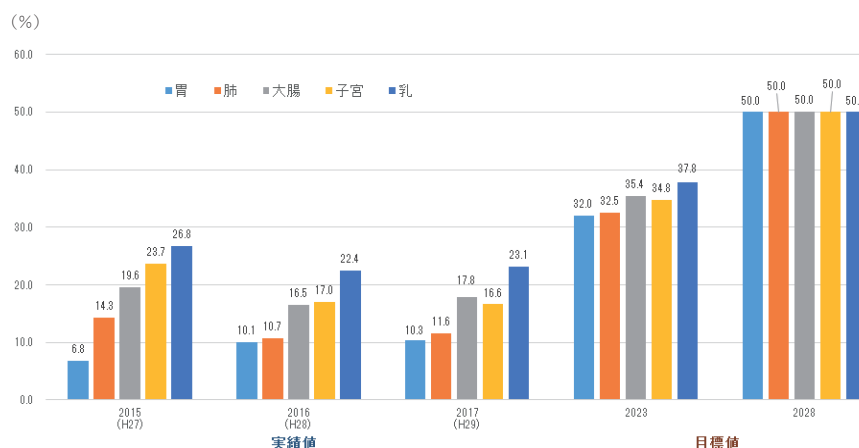
- ◆1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合



- ◆「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」(※1)の年間参加者数(延べ)



- ◆がん検診の受診率



(※1) 王寺やわらぎトラスト: 多種目、多世代の住民ニーズに即したスポーツ機会を提供する総合型地域スポーツクラブ。

現状と課題

◆健康寿命の延伸に向けて

町では、国や奈良県の健康づくりに関する計画、方針を踏まえ、2016（平成28）年に「第3次王寺町健康増進計画」を策定し、健康づくりに関する取組を推進しています。奈良県による「健康寿命に寄与する要因の研究結果」の内容を検討した上で、健康寿命延伸の観点から、「運動の推進」「がん検診」「減塩、野菜摂取の促進」「禁煙」の4つの項目を中心に健康課題の解決に向けて取り組んでいます。

◆歩く健康づくり

「ウォーキング実践教室」や「シルバーウォーク」の開催、町内各所への健康遊具の整備等、「歩く健康づくり」を基本に、まちに出かけ、歩きたくするような環境整備を進めています。また、毎週土曜日に保健センターで保健師等の専門職による健康相談を受けられる「てくてく健康チェックデー」や、気軽に健康チェックや活動量計（※2）の利用ができる「奈良県健康ステーション」（県からの受託運営事業）の利用促進を図っていますが、より多くの住民に対してウォーキングによる健康づくりを促していく必要があります。

◆「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」

「王寺やわらぎトラスト」は、町民の体力向上や健康寿命の延伸に向け、気軽にスポーツに取り組める場を提供するために設立されました。設立から11年が経過し会員数も増加していますが、今後はより多くの世代が参加できるよう教室の充実を図ることが必要です。

◆各種がん検診及び特定健康診査（※3）の受診率向上

がん検診の受診率は2016（平成28）年において胃がん・肺がん・乳がんのいずれも県内市町村の平均を上回っています。また、特定健康診査の受診率も年々上昇し、2016（平成28）年において県内市町村の平均を上回っています。なお、検診の受診率向上に向け、郵便による通知や電話による勧奨を行っています。今後もがんの早期発見や生活習慣病の予防に向け、更なる受診率の向上が必要です。

◆健康チェックの促進

健康づくりに取り組むきっかけとしてもらうため、自治会へ出向き「いきいき健康サロン」を開催しています。高齢化が進む中、住民の健康づくりをサポートしていくため、健康チェックの機会を増やすとともに、減塩や野菜摂取といった食習慣の改善についても引き続き啓発が必要です。

◆たばこへの対策

禁煙に取り組むボランティア団体と協働し、町内の小・中学校で「喫煙防止教室」を開催する等、年間を通してたばこの害に関する啓発活動を実施しています。しかし、2015（平成27）年度の「王寺町マイアセスメント調査」によると、喫煙率は男女とも県内市町村の平均を上回っていることから、引き続き禁煙に関する啓発が必要です。

◆住民主体の健康づくり

健康づくりをテーマとしたボランティア活動が行われていますが、参加者の高齢化が課題となっています。「自分の健康は自分で守る」という意識の更なる向上と、地域で声をかけあい、みんなで健康づくりを促進する体制の構築が必要です。

（※2）活動量計：歩数と健康づくりに最適なか強度の歩行（うっすら汗ばむ程度の速歩き等）が分かる電子機器。

（※3）特定健康診査：生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳以上75歳未満の人を対象として医療保険者に義務付けられた健康診断。

行政の主な取組

●運動の実践

◆歩く健康づくりの推進

「てくてく健康チェックデー」や「ウォーキング実践教室」、「シルバーウォーク」等、ウォーキングに関する事業を引き続き実施するとともに、町内散策コースの設定等環境の整備を図ります。また、保健センター及び「奈良県健康ステーション」で、「おでかけ健康法（※4）」の実践者を拡大し、活動量計を利用した「歩く健康づくり」を浸透させ、疾病予防や健康寿命の延伸を図ります。

◆「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」の充実

地域のコミュニケーションと健康づくりに貢献するため、子どもから高齢者まで気軽に参加できる各種スポーツ教室「王寺やわらぎトラスト」の充実を図ることで、スポーツに取り組む機会づくりを進めます。

●疾病の予防・早期発見

◆がん検診受診率の向上

がんの治療は早期発見が最も重要であることから、町内医療機関と連携した受診勧奨や広報紙による受診勧奨、個別案内を引き続き実施するとともに、小・中学校でのがん教育の実施に取り組みます。また、最新の検診方法等の導入に努めます。

◆特定健康診査受診率の更なる向上

健康診査対象者への個別通知や未受診者への電話勧奨を引き続き行うことで、受診率の更なる向上を図ります。また、受診結果に基づく適切な保健指導を行うことにより、生活習慣病を抑制します。

●健康増進に関する意識の醸成

◆出前健康チェックの実施

自治会等に出向き、健康測定器具を使用した健康チェック及び健康講座を引き続き実施するとともに、減塩レシピや適切な野菜摂取量を周知し、食事や運動といった生活習慣の改善を図ります。また、病院の受診データ等を活用した「王寺町国民健康保険データヘルス計画（※5）」における疾病傾向を紹介することにより、健康増進に関する意識の醸成を図ります。

◆「健康づくりポイント制度」の創設

「自治体ポイント制度」を活用し、健康づくり活動への参加に応じたポイントの付与や、貯まったポイントを使用して特典を受けることができる仕組みを構築することで、健康づくりを促進します。特に、歩く健康づくりや各種がん検診・特定健康診査の受診、健康づくりボランティアへの参加等、健康寿命の延伸に有効な取組への積極的な参加につながるような仕組みの構築に取り組みます。

●たばこへの対策

◆喫煙を防ぐための取組

「いきいき健康サロン」や「やわらぎ健康フェア」、「世界禁煙デー」等、啓発のイベントにおいて、住民と協働で喫煙防止・受動喫煙防止等の呼びかけを行うとともに、禁煙希望者への相談や禁煙外来の情報提供を行うことで喫煙率の低減を図ります。また、学校での取組として、子どもの頃から喫煙の害について学ぶ「喫煙防止教室」を実施するとともに、保護者への啓発にもつながる取組を行います。

更に、受動喫煙の防止を図るため、受動喫煙の知識の普及や必要な環境整備等に努めるとともに、「受動喫煙防止条例」の制定に向けた研究を行います。

●協働による健康づくり

◆健康づくりボランティアや住民活動の推進

住民の主体的な健康づくり活動を効果的に促進できるよう、地域に密着した活動を担う健康づくり推進員等を養成します。

（※4）おでかけ健康法：買い物は徒歩で行く、外出時に中強度の歩行を意識して普段よりしっかり歩く時間を持つ等、毎日の生活の中に、「おでかけ」を積極的に取り入れる、奈良県が推進している健康法。

（※5）データヘルス計画：被保険者の健診結果やレセプトデータ（診療報酬明細書）を分析したうえで策定する、健康保持増進のための事業計画。

◆やわらぎ体操の啓発・普及

町歌に合わせたオリジナル健康体操「やわらぎ体操」の啓発・普及に取り組み、健康保持・増進、生活習慣病予防、高齢者の介護予防を目指します。また、より身近な場所で体験できるようやわらぎ体操普及推進員を養成します。

役割分担

 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
◆健康に関する知識を習得し、積極的に健康づくりを実践します。 ◆各種ウォーキングイベント等へ積極的に参加するとともに、生活習慣の改善に取り組みます。 ◆禁煙を心がけます。 ◆定期的に健康診断やがん検診、特定健康診査を受診します。	◆地域において健康に関する情報の共有、交換を行い、主体的に健康づくり活動に取り組みます。 ◆地域全体で運動教室や減塩料理教室等を開催するなど、健康づくりの推進に主体となって取り組み、地域の健康意識を高めます。	◆健康診断やがん検診、特定健康診査の受診を積極的に勧め、従業員の健康づくりに取り組みます。 ◆質の高い健診や保健指導を適切に行います。



施策24 地域福祉

関連する条例・分野別計画等

- ◆王寺町地域福祉計画 ◆第1期地域福祉活動計画
- ◆王寺町行財政改革大綱及び実施計画

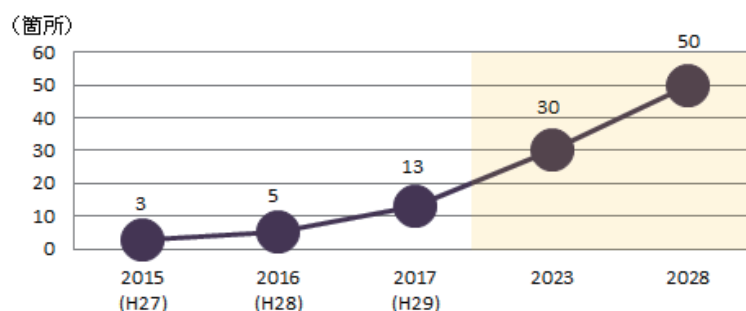
目指す姿

住民同士が支え合い、助け合えるまち

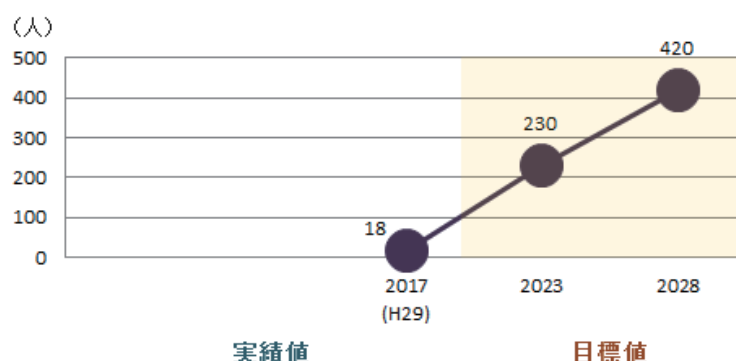
住民同士が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちになっています。

成果指標

◆サロンの箇所数



◆手話奉仕員・介護ボランティア登録者数 (2017 (平成29) 年から講座を開設)



実績値

目標値

現状と課題

◆ふれあい、生きがいを持てる居場所づくり

ライフスタイルの多様化等により、地域における人と人のつながりが希薄になっていることで、自宅に閉じこもり、孤立してしまう人も存在します。このようなことを防ぐため、町では地域の連携やつながりづくりに向け、住民同士が交流できるサロンやこども食堂等の居場所づくりを推進していますが、外出のきっかけづくりや世代間交流を一層促進することにより、住民同士の顔が見える関係づくりを進める必要があります。

◆地域を支える人づくり

福祉ニーズの多様化、複雑化に伴い、福祉の担い手の確保がますます重要になってきます。町内では様々なボランティアグループが活動していますが、今後ボランティアの重要性は更に増すことから、王寺町社会福祉協議会が中心となって、広く住民にボランティア活動等への参加を促していくとともに、必要な情報の提供や活動資金の助成、活動拠点の整備等、行政からの支援を充実していく必要があります。また、将来の福祉の担い手として、幼い頃から地域とのつながりをもち生活できる環境づくりが求められています。

◆支え合い・助け合いのつながりづくり

単身世帯の増加や個人情報保護意識の高まり等により、ご近所であっても情報の共有化が難しくなっています。町では「あいさつ＋1（プラスわん）運動」等、声かけを通じて、地域のコミュニケーションを密にする取組を行っていますが、平常時名簿（施策17、「避難行動支援」参照）の情報を共有し、見守り活動に活用する等の仕組みづくりが必要です。

◆王寺町社会福祉協議会の体制強化

王寺町社会福祉協議会は地域住民や各種団体と連携し総合的な地域福祉を推進する専門機関です。外出支援や見守り活動の一環であるサロン活動への支援、福祉サービスに関する情報提供、ボランティア活動に関する連絡・調整等の支援を行うとともに、地域の様々な困りごとに対して、相談を受け付け、解決に向けた支援を行っています。しかし、年々困りごとや悩みごとが多様化、複雑化している現状を踏まえ、相談から迅速に適切な支援へつなげるため、地域にある様々な相談窓口、福祉機関について十分な情報を提供するとともに、気軽に利用できる相談窓口を設ける等、体制を強化し相談支援体制を充実する必要があります。

行政の主な取組

●居場所づくり

◆居場所づくりの推進

サロン活動やこども食堂等、自宅に閉じこもりがちな人の外出のきっかけづくり、気軽に集える居場所づくりに向けての取組に対し、引き続き支援を行うとともに、それぞれの活動のつながりづくりを推進します。また、SNS等を活用した広報や、若い世代が参加しやすいイベントを企画する等、世代間交流を促進します。

●人づくり

◆ボランティア活動の推進

ボランティアや地域活動等へ参加意向のある人が活動の機会を得られるよう、ボランティアに関する情報を一元化し情報提供の充実を図るとともに、支援が必要な人と支援をしたい人をつなげる仕組みを構築します。また、ボランティア活動に取り組む人同士が交流できるよう、活動の拠点となる場の確保と提供に努めます。

また、福祉に関する講座やボランティア体験の開催等、人材育成につながる事業を展開するとともに、「自治体ポイント制度」を活用し、介護ボランティアへの参加に応じたポイントの付与等を行う「介護支援ボランティア制度」を導入することにより、ボランティア活動への意識高揚、参加促進を図ります。

◆次世代の担い手づくり

地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支援できるよう、幼稚園、保育園、学校と地域の連携を支援し、将来、子どもたちが地域とつながりを持った「地域の担い手」に成長してもらえるよう、福祉教育を推進します。

●つながりづくり

◆身近な地域での助け合い、支え合い

「あいさつ+1（プラスわん）運動」等、声かけ運動や地域活動を通じた住民間の交流を促していくとともに、平常時名簿を活用して、普段から自治会長や民生児童委員等が安否確認や声かけ等に役立てるための仕組みを構築します。

●王寺町社会福祉協議会の体制強化

◆王寺町社会福祉協議会の体制強化への支援

ひきこもりや孤独死、ごみ屋敷等、制度の狭間に発生する様々な問題の解決に向けて、社会福祉協議会をはじめ、地域内の関係機関、団体と連携を強化します。また、支援を必要とする人を身近な地域で見守ることができるよう、社会福祉協議会の職員として社会福祉士を配置する等、充実した相談支援体制の確立を支援します。

役割分担		
 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
◆地域のことに関心を持ちます。 ◆隣近所の人と日ごろからコミュニケーションを図り、顔なじみをたくさんつくります。 ◆地域福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加します。 ◆悩みごとや困りごとがあれば積極的に相談します。	◆地域の課題やニーズを共有し、小さな「気づき」も大切にする「見守り」や「支え合い」の体制づくりを行います。 ◆サロン、こども食堂等、様々な居場所づくりを推進します。 ◆平常時名簿の情報を基に、見守り活動を行います。	◆地域福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加、協力します。 ◆専門的な視点から対象者の状態に応じたサービスを提供するとともに、サロン活動やボランティア活動等の拡充に協力します。

PICK UP TOPICS

町公式 Facebook



雪丸おさんぽタイムfrom王寺町さんがイベントをシェアしました。

2018年5月12日

(U'w')ほっこりランチはいかが☆

明日はこども食堂「みんなのおうち」の開店日☆
みんなで餃子やデザートを作ったり～母の日のプレゼント作りとかも(U'w')♪

- 対象 誰でもオッケー！
- 日時 5/13(日)11:00～15:00 途中抜け・参加オッケー！
- 場所 りーべる王寺東館5階地域交流センター調理室
- 費用 高校生以下0円、大人300円
- 持ち物 エプロン（あれば）

詳細や問合せは、シェア先のみんなのおうち公式FBをご覧ください(U'w')



日 2018/05/13

第10回みんなのおうち

王寺町立会館王寺町地域交流センター 奈良県 北葛城



↑ 広報おうじ「王伸」2018/5/8号



雪丸おさんぽタイムfrom王寺町さんがページをシェアしました。

2018年5月23日

(U'w')あたたかいランチはいかが☆

こんどの日曜日はこども食堂「ゆきまる」の開店日☆

5月のメニューは

お肉ゴロゴロのミートソーススパゲッティとか！

コーンスープやサラダにデザートだそうです(U'w')♪

ちょっと休憩したいな～って思っている保護者さん！

この日は予定ないな～ってな皆さん！

ほっこりとしたひと時があなたを待っていますよ～☆

- 日時 5/27(日)12:00～（受付11:30）
- 場所 泉の広場公民館
- 費用 中学生以下0円、大人300円
- 申込 事前予約が基本としますが、当日受付可。

対象などの詳細や申込みは、シェア先のこども食堂ゆきまるの公式FBをご覧ください(U'w')



非営利団体
王寺町こども食堂ゆきまる
47人が「いいね！」しました

いいね！

施策25 国民健康保険

関連する条例・分野別計画等

- ◆第2期王寺町国民健康保険データヘルス計画
- ◆第3期王寺町特定健康診査等実施計画

目指す姿

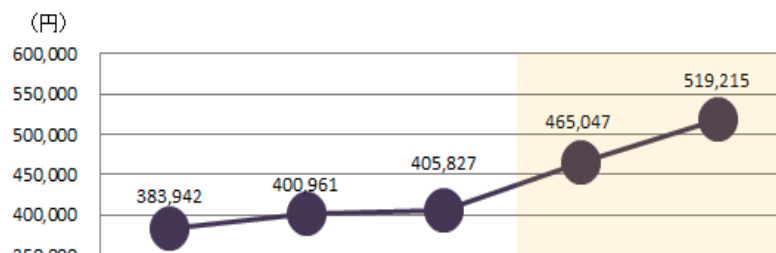
誰もが自分の健康に関心を持ち、自分らしく、いきいきとした毎日を過ごせるまち

国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制が実現され、国民健康保険制度が持続可能なものとして運営されています。

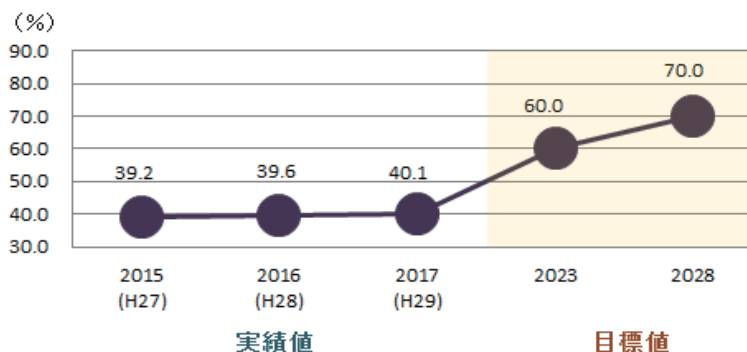
成果指標

◆国民健康保険被保険者の年間1人当たり医療費

(年間1人当たり医療費が1年で4.41%伸びる見込みのところを「奈良県国民健康保険運営方針」に準拠し、1年で2.54%の伸びに抑制します。)



◆国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率



実績値

目標値

現状と課題

◆データヘルス計画に基づく保健事業の実施

2015（平成27）年度、国民健康保険被保険者の医療費の詳細な分析を基に「王寺町国民健康保険データヘルス計画」を策定し、2年間にわたって生活習慣病の予防を中心とした保健事業を実施しました。また、2018（平成30）年度に新たに策定した第2期の計画（計画期間2018（平成30）～2024年度）においても、引き続き医療費分析を踏まえた効果的な保健事業の実施に取り組む必要があります。

◆特定健康診査の受診率向上

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的に、国民健康保険被保険者を対象にした特定健康診査を実施しています。受診率は、年々上昇しており、県内でも上位（2017（平成29）年度40.1%・県内10位）となっていますが、国の目標値（70.0%）を達成するためには未受診者への働きかけが必要です。また、未受診者対策の一環として、個人で受診する人間ドック費用の一部について助成を実施しており、助成件数は年々増加していますが、引き続き利用促進のための取組が必要です。

◆医療費の抑制

王寺町国民健康保険の医療費総額と被保険者1人当たりの医療費は、ともに増加傾向にあります。医療費を抑制するため、ジェネリック（後発）医薬品の使用によって減少する自己負担額を記載した「ジェネリック差額通知」の送付や「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を実施するとともに、実際にかかった医療費総額を記載した「医療費通知」の送付に取り組んでいます。医療費の推移に注意しながら、引き続き医療費の抑制に向けた取組を実施する必要があります。

◆国民健康保険税率の統一化

2018（平成30）年度から国民健康保険の財政運営の主体が市町村から都道府県に移管されました。それに伴って、2024年度には県内統一の標準保険税率が導入されますが、被保険者の負担が急激に変化することがないよう、対策を講じることが必要です。

行政の主な取組

●効果的な保健事業の実施

◆「第2期王寺町国民健康保険データヘルス計画」に基づく保健事業

「第1期王寺町国民健康保険データヘルス計画」で実施した保健事業（特定健康診査未受診者受診勧奨事業、健診異常値放置者受診勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業）の評価・検証や、詳細な医療費分析を反映した、「第2期王寺町国民健康保険データヘルス計画」に基づいて、生活習慣病の予防を中心とした保健事業を引き続き実施します。

◆特定健康診査の未受診者対策【施策23再掲】

特定健康診査の受診率向上のため、電話による勧奨をはじめとした「未受診者受診勧奨事業」を引き続き実施します。また、「人間ドック助成制度」についても周知方法の工夫等を行うことで、更なる利用促進に努めます。

●医療費抑制の取組

◆ジェネリック医薬品への切替促進

「ジェネリック医薬品希望シール」の配布や、「ジェネリック差額通知」の送付を引き続き実施します。

◆「医療費通知」の送付

同じ疾病で同時に複数の医療機関を受診する「重複受診」の抑制や、実際にかかった医療費総額の意識付けのため、「医療費通知」の送付を引き続き実施します。

●公正・公平な負担

◆国民健康保険税率の統一化

2024年度から予定されている国民健康保険税率の県内統一に向けて、被保険者の負担が急激に増加しないよう、財政調整基金（※1）を活用しながら国民健康保険税率の段階的な改正を実施します。

◆国民健康保険税の納税

国民健康保険税が納期限までに納付されるよう、納税に関する啓発に取り組むとともに、窓口での積極的な働きかけにより、便利な口座振替による納税を推進します。また、悪質な滞納者に対しては、差押えをはじめとした滞納処分を行う等、厳正に対処します。

役割分担

 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
◆特定健康診査や人間ドック等を積極的に受診し、生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。 ◆ジェネリック医薬品を積極的に利用します。 ◆かかりつけ医を持ち、重複受診を避ける等、適切に医療機関を利用します。 ◆国民健康保険税を納期限までに納付します。	◆お互いが誘い合い、地域全体で特定健康診査や人間ドック等を受診するきっかけづくりを進めます。	◆従業員に特定健康診査や人間ドック等の受診を呼びかけます。 ◆従業員に健康保険の情報を提供します。

（※1）財政調整基金：財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

PICK UP TOPICS

町公式 Facebook



雪丸おさんぽタイムfrom王寺町

2018年12月5日

(U'w')あいさつあいさつ～！

せんじつ、心地のいい朝に、王寺工業高等学校のみなさんがあいさつ+1運動を行ってくれましたよ～☆

■あいさつ+1運動ってナンソヤ

あいさつのあとに、いい天気だね！とか、何かひとことプラスして地域で仲良くなる運動ですよ～！

葛下川沿道が運動のモデル地区になっているのです！ヽ('ω'U)ヽ

みんなて気軽にあいさつを交わせる町をめざすぞ～！(U☆ω☆)

